

平成 28 年度 第 4 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

平成 29 年 3 月 17 日（金） 10：00～12：00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎 8 階 1 号会議室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、阿部委員、遠藤委員、武者委員

(2) 札幌市職員

財政局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、水道局総務課長 他 8 名

4 次第

(1) 開会

(2) 報告事項

平成 28 年度中に実施した制度改正について

(3) 抽出工事等の決定・審議

(4) その他

元市職員の官製談合防止法違反等に係る再発防止策について

(5) 閉会

5 審議概要

(1) 報告事項

【委員長】 適用年月日について、年度末の 2 月に設定されている制度改正がいくつかあるが、これから年度末に向けて発注する案件は多いのか。

【札幌市】 新年度の案件で、債務負担行為を設定し今年度中に発注するものがある。これらの案件についても制度改正を反映させるため、適用年月日を 2 月にしている。

【委員】 現場管理費と一般管理費等について、札幌市はこれまで国よりも高い算入率で最低制限価格を設定していたとのことだが、冬期間は工事の施工ができないこ

とを考慮しても、除雪等、他に従事可能な業務があるので、やや過保護気味な気がする。

【札幌市】 市内全ての建設事業者が除雪業務に従事している訳ではなく、また、現場作業員の労務費や企業の利益に直結する費目については本市としてしっかり算入しようということで、平成24年度に改正前の算入率を設定している。

【委員長】 今般、国土交通省が直接工事費の算入率をさらに引き上げると発表したところだが、これについての対応はどうか。

【札幌市】 国の改正を受け、本市としても直接工事費の算入率の引上げを検討している。なお、業務の算入率については、国の改正後の算入率よりも本市の現行の算入率がまだ高い水準にあるため、引き上げは考えていない。

(2) 抽出工事等の決定・審議

ア 篠路駅周辺地区用地調査測量【総合評価方式 測量業務型】

【委員】 ほぼ全ての参加者が得点している評価項目が見受けられるが、これらは機能しているといえるのか。

【札幌市】 今年度の入札結果等を受け、冒頭の(1)報告事項でご説明した制度改正を実施したところであり、今回改正の対象とならなかった項目についても、随時柔軟に見直しを検討してまいりたい。

【委員長】 業務の成績点と平均点に関する項目について、札幌市発注の業務を履行した実績がなければ評価されないとのことだが、この2項目の配点はかなり大きくなっている。評価対象となる実績の範囲について見直しは行わないのか。

【札幌市】 まずは今回実施した制度改正の効果を検証しつつ、配点の見直し等について考えてまいりたい。

イ 市営住宅光星団地2号棟 耐震改修・全面的改善暖房設備工事【成績重視2年型】

【委員】 基準点の見直しによる効果は。

【札幌市】 管工種・A等級の2年型においては基準点が見直し前と比較して1点高くなっている。1点の差なので参加可能な企業数も大きく変化していないが、見直し前と比べれば成績上位者に限定した入札が行えている。

【委員長】 予定価格を超過した入札者は失格とはならないのか。

【札幌市】 本市の規定上、失格扱いとなるのは最低制限価格未満の入札者であり、予定価格を超過した者は失格としない。失格者は再度入札に参加できず、予定価格を超過した者は再度入札に参加できるという違いがある。

【委員】 事務日程において、入札までの期間が他の案件より長くなっている。工事の難易度等を勘案したものなのか。

【札幌市】 ゴールデンウィーク等の長期休暇においては、本市として入札を行わない期間を設けている。この案件ではいわゆるシルバーウィークを挟んでいるため、入札までの期間が長くなっている。

ウ 厚別処理区川下地区 下水道新設工事【成績重視5年型】

【委員】 成績重視型を適用したにもかかわらず、くじ引きが発生している。

【札幌市】 一般案件では10～20者でのくじ引きが多いなか、この案件では成績上位者による4者でのくじ引きとなっており、一定程度、競争が緩和されていると捉えている。

【委員長】 成績重視型の発注件数が増えていくと、かなり限られた企業しか入札に参加できなくなるのではないか。

【札幌市】 どの案件を成績重視型又は総合評価で発注するかは基本的に発注部局が判断しているが、一般案件とのバランスをみながら選択している。

(3) その他

【委員】 再発防止策を実施することによる業務量の増加が気になる。忙しくなってしまうほど、法令順守の意識が薄くなるのではないか。

【委員長】 端的に言って、指名競争入札を一般競争入札に切り替えるとどの程度手続にかかる期間が変わるのか。

【札幌市】 役務契約においては、現在のところ一般競争入札で21日間以上の告示期間を設けることとしており、指名競争入札の場合は5～7日間が多いため、この差が手続にかかる期間の差となってしまう。しかし、入札情報を契約管理課にて一元的に公表し、情報へのアクセスを容易にすることを受け、一般競争入札の告示期間を7日間程度に短縮することを検討している。

【委員】 不正行為に関する再発防止策としては、大学における科研費の問題と似ているように感じる。一部の人の不正行為に対し再発防止策を講じることで、何ら不正を働いていない人達が追加的な手間を強いられている。そういった意味では、不正行為をした職員に対する処分の内容を周知し、悪いことをするとどのような結果を招くか知らしめるといった対応がコストもかからず簡単にできるのではないか。

【委員長】 科研費の問題では、eラーニングも活用されている。

【札幌市】 現段階では、チェックシートの活用を考えている。案件ごとの契約手続について、管理職がチェックシートを用いて確認することを義務付け、経過を形にして残すことで、事後的な確認が可能となる。

【委員】 組織論の見地から考えると、研修の実施はやがて形骸化していくと思われるため、チェックシートの活用や決裁権者の責任の明確化といった対策のほうが実効性があると感じる。また、内部からの通報を匿名でも可とすることについては、不正が末端から発覚しやすくなると言われており、導入する価値はあると思う。

【委員長】 工事等だけでなく、役務についても本審議委員会における審議対象とすることはどうか。

【委員】 役務を審議対象とするにしても、少しずつであったり、試験的にであったり、あまり急激に審議内容を変えない範囲でということになると思う。

【札幌市】 現在もWTO対象の役務については年1回報告をさせていただいており、今回の再発防止策も、どのように進めているかについて現状と課題を年次報告という形で年1回報告させていただき、ご助言をいただくところから始めさせていただきたい。

【委員長】 まずはある程度まとまった段階で現状と課題についてご報告いただき、その上で引き続き検討していくようお願いする。